

業務の運営に関する規程

事業所名

第1条 求人

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込みください。直接来所できないときは郵送、電話・FAX・電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間（時間外労働および休憩・休日の規定を含む）、労働保険・社会保険適用の有無等の雇用条件（職種名だけでなく、職場環境を含めた具体的なもの）を明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、FAXまたは電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2条 求職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申込みについても、これを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、雇用条件が不相当である場合には受理いたしません。
- 2 求職の申込みは、必ず本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申し込みください。
- 3 求職受付の際に、受付手数料は、いたしません。

第3条 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう極力お世話致します。
- 3 就職に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめそれら書面の交付又は電子メールの使用により明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、その紹介状を発行しますので、その紹介状を確認して下さい。
- 5 一旦、受け付けた求人・求職の申込みについては、紹介できるよう努力いたします。
- 6 本所は労働争議に対して中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている求人者には、紹介を一時中止いたします。
- 7 就職が決定いたしましたら、求人の申込みをされた方から別表の料金表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合には、迅速、適切に対応致します。
- 2 雇用関係成立後、求人者、求職者はそれぞれ当社に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が成立しなかった場合、または雇用関係が終了した場合にはも同様の報告をしてください。
- 3 本所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報管理規程を別に定めた収集、保存、使用管理を行い、秘密の漏洩防止に努めます。
- 4 本所は求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所、業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。すべて当社の業務は、職業安定法関係法令に基づいて運営されておりますので、不明の点は担当者にお尋ねください。

平成 年 月 日

代表者